

帯広市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月17日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第38号

帯広市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

帯広市職員の勤務時間等に関する条例（昭和26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の4第2項及び第4項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。